

保育士による児童生徒性暴力等の防止等に係る対策について

「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)により、児童福祉法を改正し、児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取消や再登録の制限などの資格管理の厳格化に関する規定が整備されました。この法改正を踏まえ、改正の基本的な考え等を示すとともに、保育士による児童生徒性暴力等の防止・早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために、「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」(令和5年3月27日付子発0327第5号)が策定されました。

児童生徒性暴力等の定義

- 1 児童生徒等に性交等(刑法(明治40年法律第45号)第177条に規定する性交等をいう。)をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること(児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。)(教育職員性暴力等防止法第2条第3項第1号)
- 2 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること(1に掲げるものを除く。)(教育職員性暴力等防止法第2条第3項第2号)
- 3 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号。4において「児童ポルノ法」という。)第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第67号)第2条から第6条までの罪(児童生徒等に係るものに限る。)に当たる行為をすること(1及び2に掲げるものを除く。)(教育職員性暴力等防止法第2条第3項第3号)
- 4 児童生徒等に次に掲げる行為(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。)であって児童生徒等を著しく羞恥させ、もしくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること(1～3に掲げるものを除く。)(教育職員性暴力等防止法第2条第3項第4号)
 - イ 衣服その他の身につける物の上から又は直接に人の性的な部位(児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。)その他の身体の一部に触れること。
 - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、もしくは設置すること。
- 5 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事(1～4に掲げるものを除く。)(教育職員性暴力等防止法第2条第3項第5号)

児童福祉法改正の主な内容

保育士による児童生徒性暴力等に関する県への報告義務

保育士の雇用主は、雇用する保育士が児童生徒性暴力等を行ったと思料する場合、速やかに都道府県知事に報告しなければならないこととされました。

児童生徒性暴力を行った保育士の登録取消

児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合、保育士登録が取り消されることとなりました。

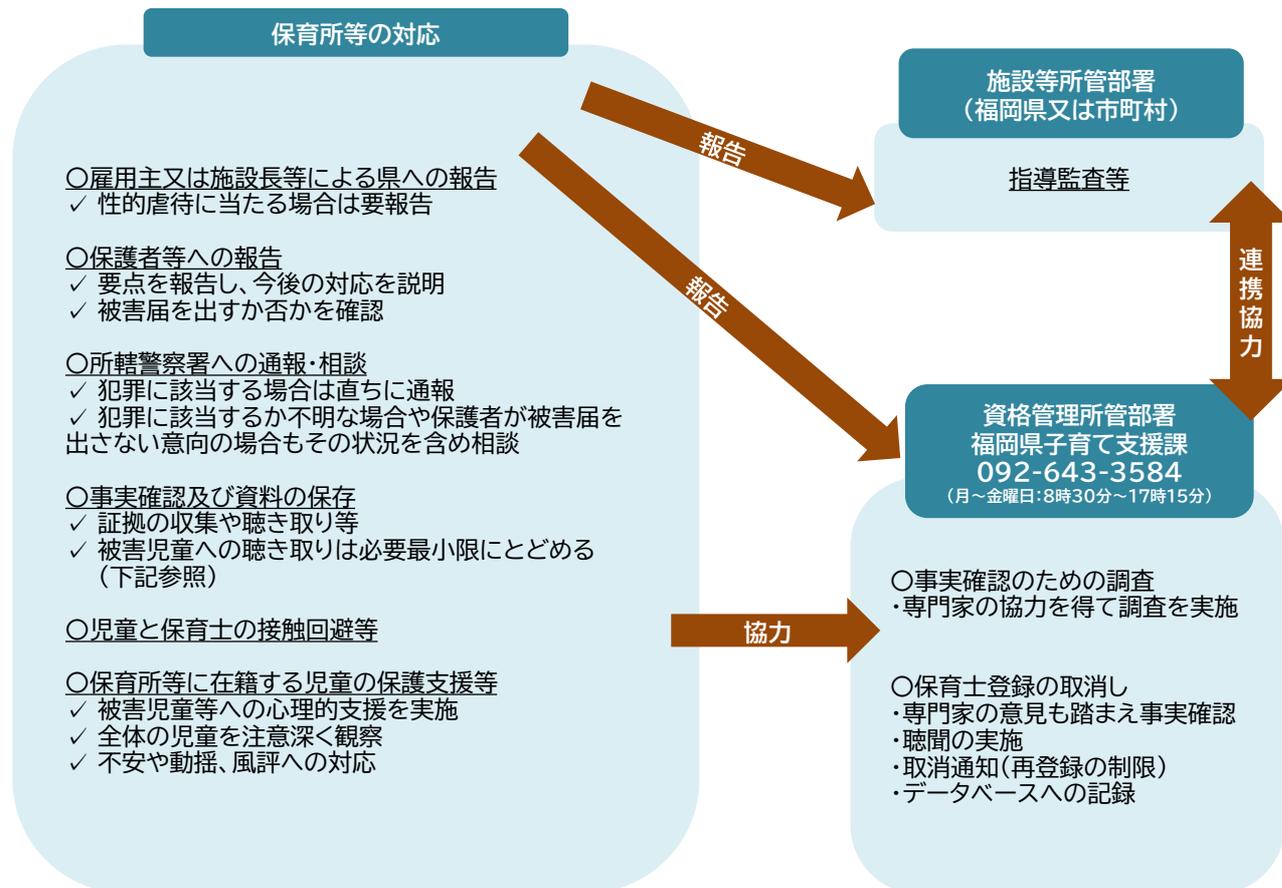
児童生徒性暴力等により登録を取り消された者への制限

児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者について、氏名及び取消事由等をデータベースに記録(保育士を雇用しようとする者は、データベースの活用を義務付け)し、再登録を制限(児童福祉審議会の意見を聴取するなど、厳格に審査)されることとなりました。

詳細は、福岡県福祉労働部子育て支援課のホームページを御確認ください
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hoiku-keihatu.html>



🌸 児童生徒性暴力等が発生・発覚した場合の対応フロー



🌸 児童生徒性暴力等の被害を受けたこどもへの対応

記憶の汚染を知っていますか？

- こどもに聞きすぎないでください。
・繰り返し同じ話を聞くなど、こどもに聞きすぎることがこどもの記憶に影響してしまう場合があります。
・こどもが話した内容をメモにして警察・施設等所管部署へ速やかに相談してください。
- 「話してくれてありがとう」「あなたは悪くないよ」と伝え、こどもの話を信じて寄り添いながら聞いてください。
・話を疑ったり否定しないでください。
・話したくないことは無理に聞き出さないようにしてください。
・話している途中で気分が悪くなったり、疲れたりしたら、休んでもいいよと伝えてください。

こどもの性暴力被害に関する相談・連絡先	連絡先／対応可能時間
性犯罪被害相談電話全国共通窓口 <small>性犯罪被害相談電話の全国共通番号で、福岡県内からダイヤルすると、福岡県警察本部の相談窓口につながります。警察への被害の届出を迷っている段階でも相談できます。</small>	#8103 0120-783-084／ 24時間 365日
性暴力被害者支援センター・ふくおか <small>性暴力の被害に遭われた方(性別は問いません。)が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けられるよう、福岡県・福岡市・北九州市が共同で設置した相談窓口です。専門の研修を受けた相談員が、相談者に寄り添いながら、きめ細かく丁寧に対応します。</small>	#8891 092-409-8100／ 24時間 365日